平成２７年（フ）第３７号
愛媛県四国中央市中曽根町2536番地２サントノーレ四国中央307号
破産者　細木　高行
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１３号
愛媛県今治市宮窪町宮窪2538番地
破産者　關　　眞二
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第３号
熊本県荒尾市大島92―19ＴＫビル201、前住所福岡県福岡市早良区飯倉２丁目11番２―402号
破産者　池鯉鮒勇一
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第１１号
大分市中鶴崎１丁目10番23―1005号（レジオン中鶴崎）
破産者　安部　郁夫
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４２２号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目702番地40（アルファー館205号）
破産者　福元　末治
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１８２号
長崎県佐世保市相浦町200番地５、開始決定時の住所長崎県佐世保市白南風町16番３号
破産者　元山　　巧
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第３３号
沖縄県宜野湾市大山２丁目９番15号　前田商事ビルＤ－３号
破産者　生盛　孫安
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第５０号
福井市光陽２丁目６番20号　パークサイド岡本201号、旧住所福井市二の宮４丁目22番28号
破産者　髙棟　邦子
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６５号
福井県大野市中荒井町２丁目903番地
破産者　伊井　　聡
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７７号
福井市八ツ島１丁目102番地　サンステージⅠ105号室、旧住所福井県坂井市坂井町大味第107号１番地75
破産者　酒井　清治（旧姓山田）
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７９号
福井県坂井市春江町上小森第１号６番地25、旧住所福井市森田新保町第４号36番地　Ｓｔｅｌｌａ Ｖ201
破産者　寺井　幸代
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８４号
福井市光陽２丁目２番22号
破産者　内田　順子（旧姓小林）
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８５号
福井県坂井市丸岡町北横地第33号11番地甲の２
破産者　南　　博之
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６９１号
札幌市東区北丘珠５条３丁目11番３号
破産者　山上　道弘
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７５０号
札幌市豊平区旭町７丁目３番11号　カサデューク17―102号
破産者　宮松　孝佳
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５０号
宮城県宮城郡利府町しらかし台５丁目14番地５
破産者　森本　健史
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３２０号
宮城県名取市愛島台２丁目16番地の21
破産者　澁谷　和之
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５７６号
埼玉県入間郡毛呂山町岩井西１丁目10番地22
破産者　朝日　敏勝
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部